

# 母体保護 No.18

## Maternal Protection Act

令和4年4月28日発行

### 令和3年度「家族計画・母体保護法指導者講習会」伝達講習会を開催

令和4年2月3日、本会会館及びWEB方式（Zoomウェビナー）において、標記伝達講習会をハイブリッド開催いたしました。これは、日本医師会で開催された「家族計画・母体保護法指導者講習会」の内容を伝達すると共に、トピックテーマに関して、本会が講師を招へいし、研修していただくものです。講演内容は次の通りです。

テーマ：「人工妊娠中絶、Up to date—母体の安全・安心を改めて考える—」

■講師：志村研太郎（母体保護法指定医審査委員会委員長・  
日本産婦人科医会常務理事：法制・倫理担当）

人工妊娠中絶手術を巡って

- ①「安全な人工妊娠中絶手術実施へむけた日本産婦人科医会のとりくみ」
- ②「多様化する人工妊娠中絶等手術機器の活用について」③「経口妊娠中絶薬の実用化へむけて」
- ④「母体保護の立場から：人工妊娠中絶を受ける女性のこころとからだのケア」
- ⑤「指定発言—行政の立場から（最近の母子保健行政の動き）」

演題：「医学・医療倫理の最近の話題から」

■講師：加藤和人（大阪大学大学院医学系研究科 医の倫理と公共政策学分野 教授）

演題：「母体保護法について」

■講師：笠原幹司（大阪府医師会理事）（敬称略）

当日の資料を無料で郵送いたします。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

電話：06-6763-7021 E-mail：botai@po.osaka.med.or.jp（大阪府医師会総務課企画室母体保護法係）

### 母体保護法指定医師指定基準の改定について—研修機関の認定条件の一部変更—

本会では、母体保護法第14条に基づく指定医師の指定業務を行っておりますが、このたび、研修機関の認定条件に係る指定基準を一部改定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 指定医師研修機関の年間分娩数要件  
（旧）200例以上→（新）120例以上
2. 施行期日等  
令和4年2月8日改定。同年4月1日施行。

なお、本改定につきましては現在のところ、「母体保護法指定医師の指定基準・細則・各種様式」冊子の再配布予定はございませんのでご了承ください。ホームページに改定後の指定基準の全文を掲載しております。（URL：<https://www.osaka.med.or.jp/doctor/maternal.html>）

また、令和元年7月の改定により、医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、他の指定医師研修機関と連携することにより「指定医師連携研修機関」として本会に登録することができるようになりました。

指定医師の指定を受けるためには一定数の実地研修が不可欠ではありますが、将来の母体保護法指定医師育成の場を保持するためにも、今後人工妊娠中絶の指導を行う可能性のある医療機関におかれましては、是非ご登録をお願いいたします。研修機関・連携研修機関の認定申請の際は、申請書式をお送りいたしますので、本会までお問合せください。

## 母体保護法指定医師研修会

時	曜日	会場	主催	
令和4年7月23日	土	大阪府医師会館	大阪産婦人科医会	母体保護法指定医師研修会
令和5年2月2日 (予定)	木	大阪府医師会館	大阪府医師会	「家族計画・母体保護法指導者講習会」 伝達講習会

## 令和4年度母体保護法指定医師の指定更新について

今年度は、2年に一度の指定更新の年度にあたります。指定を受けた時期に関わらず、現在の指定証の有効期限は令和4年10月31日までであり、令和4年11月1日以降も継続して指定を受けるためには更新申請が必要になりますのでご注意ください。

### ○指定更新申請書の配付・提出

指定更新申請書の配布は7月初旬を予定しております。

大阪府医師会員の先生方には、所属の郡市区等医師会を経由して申請書を配付いたします。ご提出の際には、8月1日時点の所属郡市区等医師会の経由印が必要となります。

また、非会員の先生方には指定を受けておられる医療施設へ直接送付いたしますが、ご提出の際には郡市区等医師会を経由せず、本会へ直接ご提出いただきますようお願いいたします。

### ○更新審査手数料

大阪府医師会 会員 5,000円、非会員 15,000円

### ○研修会の受講

日本産婦人科医会研修参加証6枚相当(右表のとおり)を添付してください。

また、母体保護法指定医師研修会の「令和2年11月1日以降の参加証\*」を添付してください。

\*更新の際に使用できる参加証は、「令和2年11月1日以降」の参加証です。

いずれかの研修会の参加証原本1枚を添付してください。

\*ご提出いただいた参加証は返却できませんのでご注意ください。

\*令和2年11月1日以降に大阪府で母体保護法指定医師認定講習会を受講された方は、母体保護法指定医師研修会参加証の添付は任意です。

指定を受けた時期	必要枚数
令和3年2月28日以前に指定を受けた場合	6枚以上
令和3年3月1日～令和3年6月30日に指定を受けた場合	5枚以上
令和3年7月1日～令和3年10月31日に指定を受けた場合	4枚以上
令和3年11月1日～令和4年2月28日に指定を受けた場合	3枚以上
令和4年3月1日～令和4年6月30日に指定を受けた場合	2枚以上
令和4年7月1日以降に指定を受けた場合	1枚以上

### ○産休、育休、留学、介護等で長期間研修を受けることができず、更新要件を満たさない場合

長期間にわたり母体保護法指定医師研修会や日本産婦人科医会の指定する研修を受けることができず、受講証明書を提出できない場合、指定更新の延期を申請することが可能です。「指定更新延期願申請書」と「研修を受けることができない理由を証明する書類」を併せてご提出ください。

#### ◆ご意見、ご感想

このニューズレターに対するご意見、ご感想をお寄せください。今後の編集の参考とさせていただきます。大阪府医師会総務課企画室・母体保護法係までご連絡ください。

#### ◆購読について

この「母体保護」を無料でメール配信いたします。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

宛先：[botai@po.osaka.med.or.jp](mailto:botai@po.osaka.med.or.jp)

タイトル：ニューズレター「母体保護」購読希望

本文：①氏名

②所属医療機関名

③大阪府医師会会員・非会員の別

④メールアドレス

#### 一般社団法人大阪府医師会 総務課企画室（母体保護法係）

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

電話：06 (6763) 7021

FAX：06 (6764) 0267

E-mail：[botai@po.osaka.med.or.jp](mailto:botai@po.osaka.med.or.jp)

大阪府医師会（母体保護関連）ホームページ：

<http://www.osaka.med.or.jp/doctor/maternal.html>（母体保護法に関する各種申請用紙のダウンロードもこちらから。）